

審決とサポート要件違反の判断が分かれた事例 —セルロース粉末事件—

東京地裁令和2年3月26日（平成29年（ワ）第24598号）
裁判所ホームページ

知的財産法研究会
弁護士法人関西法律特許事務所
弁護士・弁理士 ^{たのうえ} 田上 洋平

第1 事案の概要

本件は、名称を「セルロース粉末」とする特許権（特許第5110757号、以下「本件特許権」という。）を有する原告が、被告が製造・販売するセルロース粉末（被告製品1及び被告製品2）及び被告が被告各製品を製造するために使用する方法（被告方法）が、本件特許権の請求項1（以下「本件発明1」という。）、2（以下、「本件発明2」という。）及び6（以下「本件発明3」という。）に係る発明の技術的範囲に属し、本件特許権の侵害行為に当たると主張して、被告に対し、被告各製品の製造、譲渡及び譲渡の申出の差止め、同製品の廃棄並びに被告方法を使用して被告各製品の製造、譲渡及び譲渡の申出の差止めを求める事案である。

争点は多岐にわたり、本判決は全争点について判断を行っているが、本稿では本件特許権にかかる無効審判の審決（無効2018-800078号、以下「本件審決」という。）と結論の異なる争点4-2（サポート要件違反）についてのみ扱う。

第2 本件特許権

なお、無効審判においては請求項2について訂正請求がなされているが、本稿では必要性がないと考えるので、特に訂正内容については触れない。

1 本件発明1（構成要件に分説）

- 1 A：天然セルロース質物質の加水分解によって得られるセルロース粉末であって、
- 1 B：平均重合度が150～450、
- 1 C：75 μ m以下の粒子の平均L/D（長径短径比）が2.0～4.5、
- 1 D：平均粒子径が20～250 μ m、
- 1 E：見掛け比容積が4.0～7.0cm³/g、

- 1 F：見掛けタッピング比容積が $2.4 \sim 4.5 \text{cm}^3/\text{g}$ 、
- 1 G：安息角が 54° 以下のセルロース粉末であり、
- 1 H：該平均重合度が、該セルロース粉末を塩酸 2.5N 、15分間煮沸して加水分解させた後、粘度法により測定されるレベルオフ重合度より $5 \sim 300$ 高いことを特徴とする
- 1 I：セルロース粉末。

2 本件発明2（請求項1を引用。構成要件に分説）

- 2 A：天然セルロース質物質の加水分解によって得られるセルロース粉末であって、
- 2 B：平均重合度が $230 \sim 450$ 、
- 2 C： $75 \mu\text{m}$ 以下の粒子の平均 L/D （長径短径比）が $2.0 \sim 4.5$ 、
- 2 D：平均粒子径が $20 \sim 250 \mu\text{m}$ 、
- 2 E：見掛け比容積が $4.0 \sim 7.0 \text{cm}^3/\text{g}$ 、
- 2 F：見掛けタッピング比容積が $2.4 \sim 4.5 \text{cm}^3/\text{g}$ 、
- 2 G：安息角が 54° 以下のセルロース粉末であり、
- 2 H：該平均重合度が、該セルロース粉末を塩酸 2.5N 、15分間煮沸して加水分解させた後、粘度法により測定されるレベルオフ重合度より $5 \sim 30$ 高いことを特徴とする
- 2 I：セルロース粉末。

3 本件発明3（構成要件に分説）

- 3 A：天然セルロース質物質の加水分解反応工程又はその後の工程における溶液攪拌力を制御することにより、
- 3 B：平均重合度が $150 \sim 450$
- 3 C：湿潤状態の平均 L/D が $3.0 \sim 5.5$
- 3 D：であるセルロース粒子を含むセルロース分散液を得る工程、
- 3 E：得られたセルロース分散液を品温 100°C 未満で噴霧乾燥する工程、
- 3 F：を含むセルロース粉末であり、
- 3 G：該平均重合度が、該セルロース粉末を塩酸 2.5N 、15分間煮沸して加水分解させた後、粘度法により測定されるレベルオフ重合度より $5 \sim 300$ 高いことを特徴とする
- 3 H：セルロース粉末の製造方法。

第3 明細書の記載

明細書には、実施例において原料パルプのレベルオフ重合度の記載があるものの、実施例の製品であるセルロース粉末のレベルオフ重合度については一切記載がない。

また、実施例の原料パルプのレベルオフ重合度の加水分解条件についても、明細書には記載がない。

第4 本件審決について

上記のとおり、本件特許権は本件判決と無効審判の審決との間でサポート要件適合性の判断を異にすることから、先に本件審決の判断を記載する（なお、下線は筆者が付した）。

本件審決は、下記のとおり判断して、本件特許権はサポート要件を充足し、その他の被告（請